平成２５年（フ）第８９４号
福岡市博多区吉塚３丁目５番４号
債務者　前原　洋平
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９９号
福岡県大野城市下大利１丁目13番12号　舞ビル403号
債務者　寺下　宏克
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２１号
福岡市南区柏原６丁目30番12―102号
債務者　平井　源太
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２９号
福岡市中央区大手門３丁目12番６―202号
債務者　松本　和博
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３５号
福岡市中央区清川２丁目２番18号
債務者　田中　義人
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３７号
福岡市中央区草香江１丁目９番12―301号
債務者　加藤　清高
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３９号
福岡市博多区山王１丁目14番35号
債務者　河津　祐治
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４５号
福岡市東区若宮４丁目11番３号
債務者　渡辺　信郎
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４７号
福岡市博多区美野島３丁目17番26―409号
債務者　原田　省子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５８号
福岡市東区土井２丁目34番25号
債務者　林田　尚志
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７９号
福岡県古賀市今の庄２丁目８番12号
債務者　藤田　政春
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８４号
福岡市南区弥永２丁目21番10号
債務者　黒田　智美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９７号
福岡市博多区吉塚４丁目16番14号
債務者　荒牧　　修（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３６号
大分市大字千歳1817番地の１　パルテール桃園№１―401
債務者　日名子　純
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７号
茨城県水戸市元吉田町2164番地の３　綿引ハイツＡ棟101号
債務者　杉山　紀子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２２１号
茨城県水戸市元吉田町976番地の１　ビューコート310Ｂ棟101号
債務者　草野　直美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９５号
石川県野々市市菅原町23番13号　県営９―11
債務者　高野　真弓
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
京都市右京区太秦藤ケ森町10番地７
債務者　山本　一丈
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係